



広市民センター宿直廃止について

1 概要

市民センターにおける宿直業務については、令和元年度に、嘱託職員が従事する宿直業務についての見直しを行い、令和2年3月31日に広市民センターを除く全ての市民センターの宿直業務を廃止しました。

その後、広市民センターにおいて宿直業務を継続してきましたが、当該業務に係る取扱件数は年間を通じて低調なため、当センターの宿直業務を廃止します。

なお、日直業務（土・日・祝日の日中〔8:30～17:15〕）は他の市民センターと同様、引き続き行うこととします。

※本件は、令和5年3月に策定した「第4次呉市行政改革実施計画（令和5年度～9年度）において、「広市民センターの夜間受付業務について、利用実績を踏まえ、本庁への集約化を検討する」と掲表（20ページ 番号29）しており、今年度実施するものです。

2 廃止時期

令和6年3月31日

3 廃止に向けた対応

- ・広市民センターの電話に本庁宿直室への転送機能を設定し、夜間における市民からの問い合わせや連絡に対応する体制を整備
- ・機械警備箇所の増設（広市民センター内）
- ・市政だより（1/10発行号）、市HP、広市民センター窓口等における周知

4 その他

宿直業務の内容

- (1) 業務内容 戸籍届出受付、斎場使用受付、その他市民対応（電話等）
- (2) 業務時間 年間を通じ17:15から翌日の8:30まで